

修了考查実施細則第 16 条に規定する受験禁止期間に関する処分基準

(2024 年 10 月 4 日修了考查運営委員会決定)

不正の手段によって修了考查を受け、又は受けようとした者に対しては、以下を基準として受験禁止期間を決定する。ただし、不正行為の内容及び情状により受験禁止期間を加重又は減免することができる。

態 様	受験禁止期間
・ほかの受験者の解答を覗き見した。 ・試験開始前に冊子を開いたり、解答を始めたりした。 ・トイレ等による一時退室時に、ほかの受験者と試験内容について会話し た。 などの不正行為	1 年
・試験時間中に、メモの持込や通信機器に表示させた情報を使用してカン ニングを行った。 などの悪質な不正行為	2 年
・虚偽申告による受験（替え玉受験等）を行った。 ・通信機器等で他者との連絡を取るなど、組織的なカンニングを行った。 などの極めて悪質な不正行為	3 年

修了考查実施細則

(合格の取消等)

第 16 条 運営委員会は、不正の手段によって修了考查を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその修了考查を受けることを禁止することができる。

2 運営委員会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、3 年以内の期間を定めて、修了考查を受けることができないものとすることができる。